

議案第37号

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月24日

西脇市長 片山象三

(理由)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険の第1号被保険者に係る保険料の減免を行うため。

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例

西脇市介護保険条例（平成17年西脇市条例第 108号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>附 則 1～11 (略) 12 第9条に定めるもののほか、市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対する保険料の減免) 13 第9条に定めるところにより、令和4年度末に資格を 取得したことにより令和5年4月以降に普通徴収の納期限が設定されているものに限る。) (1)・(2) (略) 13～17 (略)</p>	<p>附 則 1～11 (略) 12 第9条に定めるもののほか、市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対する保険料の減免) 13 第9条に定めるところにより、令和3年度及び令和4年度の保険料（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合）を減額し、又は免除することができる。) (1)・(2) (略) 13～17 (略)</p>		

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。